

別記 4

専任職員の範囲

経常的経費の算定の基礎となる専任職員は、次の各号に該当する者とする。

- (1) 学校法人から14万円以上の給与月額（本俸と諸手当の合計額）の支給を受けている者
- (2) 学校法人が、あらかじめ割り振っている勤務時間により当該私立大学等に係る職務に主として従事している者

別記 5

非常勤教員の範囲及び授業時間数の算定方法

1 非常勤教員の範囲

経常的経費の算定の基礎となる非常勤教員は、非常勤教員のうち、当該年度における1授業時間当たりの平均給与として大学にあっては1,800円以上、短期大学及び高等専門学校にあっては1,600円以上の額を支給される者とする。

2 非常勤教員の授業時間数の範囲

経常的経費の算定の基礎となる私立大学等ごとの非常勤教員の授業時間数は、次の各号に掲げる時間数のうちいずれか低い時間数とする。

- (1) 当該年度の5月1日現在で別記1により当該私立大学等の専任教員等として事業団が認定した教授、助教授及び講師の数に、300時間（助教授にあっては270時間）を乗じて得た時間数に100分の33.37を乗じて得た時間数
- (2) 当該私立大学等において当該年度に前項に定める非常勤教員が担当する授業の時間数